

神奈川県『遊漁船業の適性化に関する法律』に係る不利益処分基準(案)の概要

「遊漁船業の適性化に関する法律」の改正に伴い、同法で定められた行政処分および不利益処分の発動基準について定めた「神奈川県「遊漁船業の適性化に関する法律」に係る不利益処分基準」の改正を行う。改正の主な内容は次の通り。

- 法改正に伴う条ずれの修正、根拠条文の変更
（3「不利益処分等を行う場合」、4「不利益処分等を行う場合の基準」、12「遊漁船業団体の指定の取消」、別表）
- 法改正に伴い新たに追加された義務・条件に対する処分基準の追加
（3「不利益処分等を行う場合」、4「不利益処分等を行う場合の基準」、別表）